

令和4年度第2回神奈川県保健医療計画推進会議 資料1-1

精神病床の取扱いに関する要綱整備について

【目次】 精神病床の取扱いに関する要綱整備について

- 1 本日の説明事項（概要）
- 2 病院等の開設等に関する指導要綱
- 3 精神病床の取扱い
- 4 今後のスケジュール（予定）
- 5 改正後の病床事前協議の想定スケジュール

＜参考＞ 病床について

1 本日の説明事項（概要）

精神病床については、要綱が未整備であるため**明文化する必要がある**。



- ①病床の事前協議について定めた「病院等の開設等に関する指導要綱」に**精神病床の取扱いを含める**よう、改正することとしたい。
- ②併せて、療養病床及び一般病床の配分を希望する際、**過剰な精神病床を削減**することをルールとするよう、改正することとしたい。

2 病院等の開設等に関する指導要綱

○事前協議

- ・ 病院等の開設等に関する指導要綱では、病院及び有床診療所の開設等にあたり必要となる**病床について**、公募により希望者を募り、**事前に協議して配分すること**としている。
- ・ 事前協議の対象となるのは、毎年度4月1日現在の**既存病床数が基準病床数を下回ることになる二次保健医療圏**で、知事が必要と認め決定したものの。

○適用除外

- ・ 事前協議の適用除外として、**医療法人化・親族への継承等や同一の二次保健医療圏内の移転等が規定**されている。

移転建替え

指導要綱の適用除外の**対象**

既確保病床を維持したまま、同一の二次保健医療圏内での移動が可能

指導要綱の適用除外の**対象外**

移転前の場所で**病床返上** → **移転後の場所での病床確保**

3 精神病床の取扱い

○改正ポイント①

病床の事前協議について定めた「病院等の開設等に関する指導要綱」に精神病床の取扱いを含めるよう、改正することとしたい。

(考え方)

- ・ 精神病床は指導要綱に含まれていないことから、施設の老朽化に伴い隣の敷地に病院を建て替えたいといった場合でも、移転前の場所で病床を返上し、移転後の場所で病床確保が必要となるが、既存病床が過剰のため新たな病床の配分は受けられない。
- ・ また、現状では、この指導要綱は精神病床を対象としていないため、精神病床の取扱いにあたっては、一つ一つ保健医療計画推進会議で整理しなければならず、合理的でない。

※ 令和元年度の個別承認の際、精神病床を指導要綱に盛り込むことについて、県医療審議会と県精神保健福祉審議会でご了解いただいている。

3 精神病床の取扱い

○改正ポイント②

併せて、療養病床及び一般病床の配分を希望する際、**過剰な精神病床を削減**することをルールとするよう、改正することとしたい。

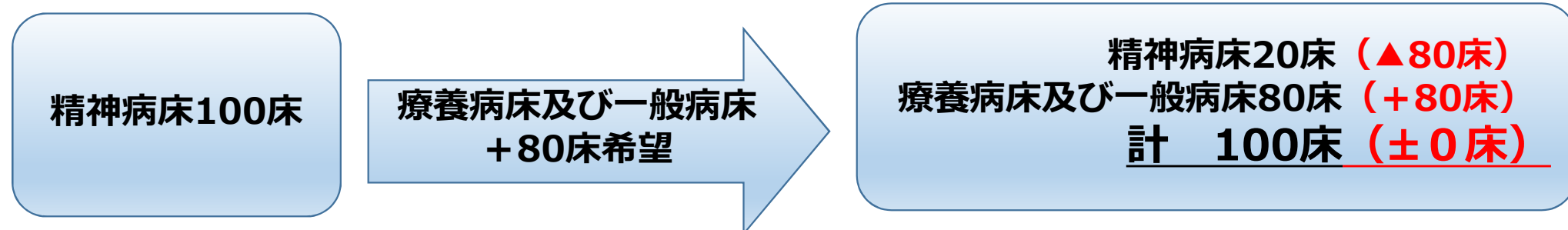
(考え方)

- ・ 令和3年度の病床事前協議の際、同一の二次保健医療圏内で精神病床を有する2病院が療養病床確保を希望した。
- ・ 精神科病院協会の自主的な取組により、加入病院は「希望する療養病床と同数の精神病床減」としたが、非加入病院は「精神病床維持」となった。
- ・ 神奈川県の精神病床は過剰であり、公平性の観点からも、「県としては不足な種別の病床の配分を受ける際は、過剰な種別の病床を減らす」という取扱いを指導要綱に規定することとしたい。

3 精神病床の取扱い

○改正ポイント②（パターン例）

（精神病床を有する病院が「療養病床及び一般病床」を希望した場合）



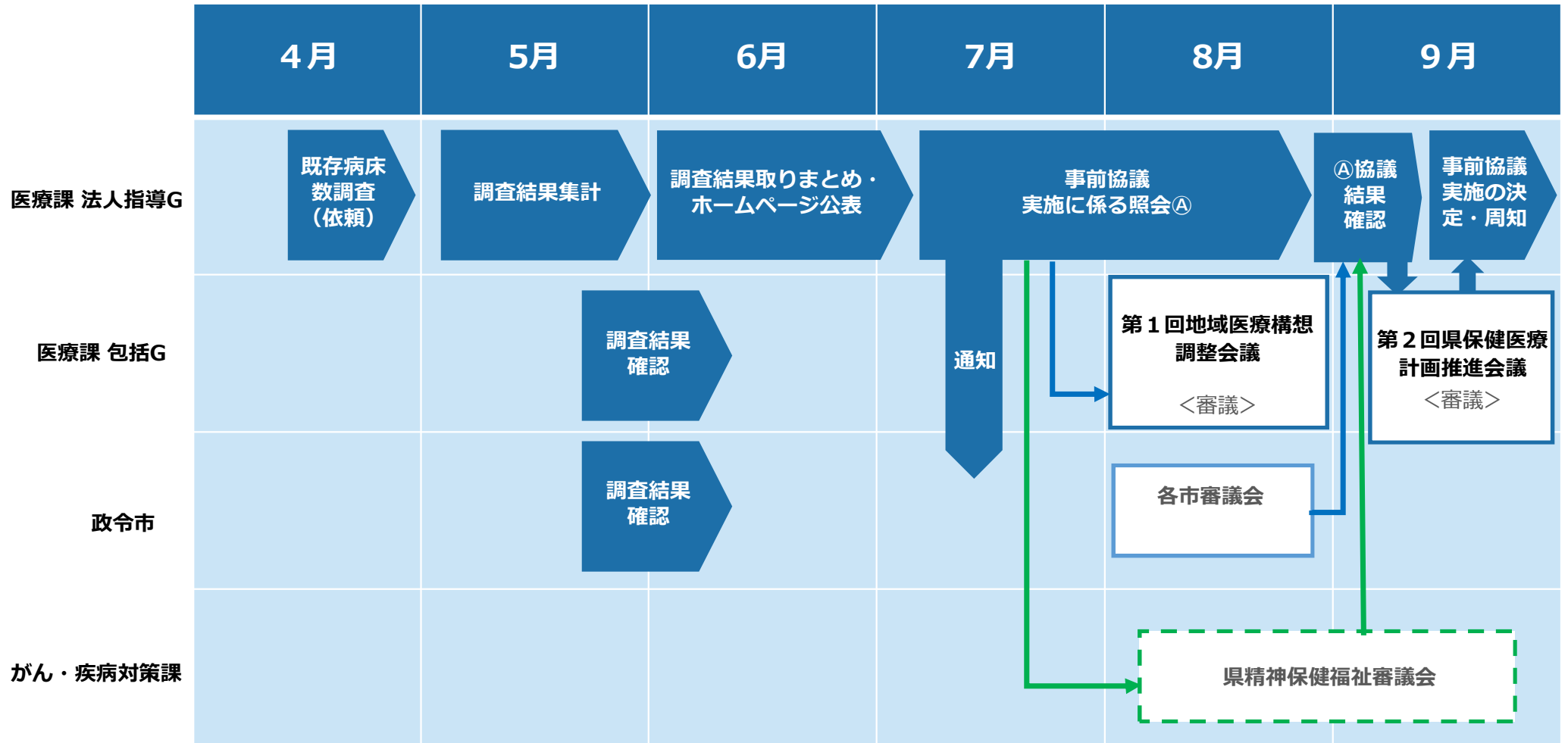
※ 病床の削減は同数としたい。

- ・ただし、精神病床を削減できない（例：精神科救急を担っている精神病床しかない）場合であつて、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議及び神奈川県保健医療計画推進会議で、配分を希望する療養病床及び一般病床の整備の必要性が認められた場合に限り、事前協議の対象とできる可能性がある。

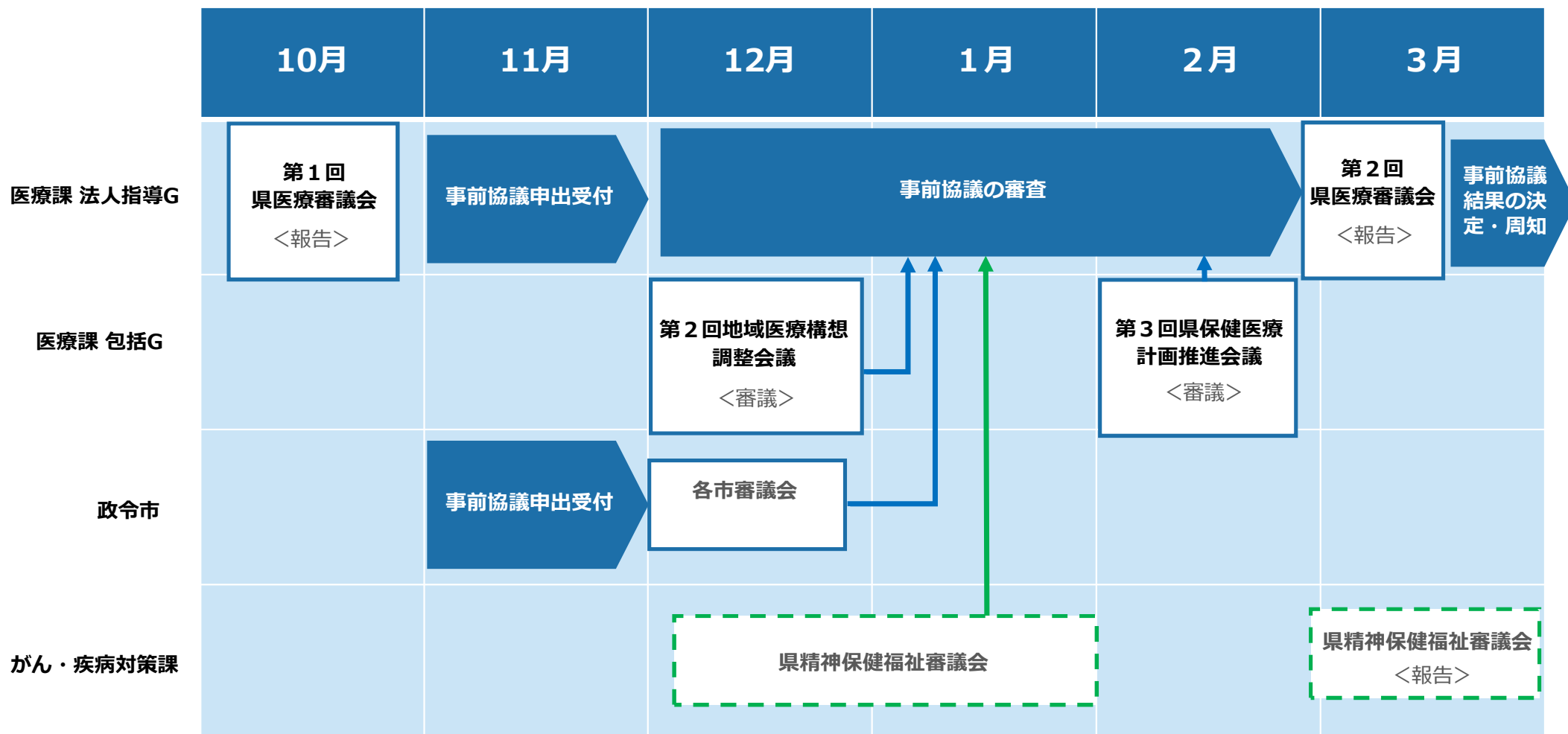
4 今後のスケジュール（予定）

日程	会議体	内容
9月26日 (本日)	第2回県保健医療計画推進会議	改正内容を提示、意見聴取
10月上旬		指導要綱改正、各保健所設置市等に通知 <u>令和4年度病床整備に関する事前協議から適用</u>
10月14日	第1回県医療審議会	改正内容の報告

5 改正後の病床事前協議の想定スケジュール（4月～9月）



5 改正後の病床事前協議の想定スケジュール（10月～3月）



<参考> 病床について（病床の種別、基準病床数、既存病床数）

○病床の種別

- ・ 病床には、①精神病床、②感染症病床、③結核病床、④療養病床、⑤一般病床がある（医療法第7条第2項第1号～第5号）。

○基準病床数

- ・ 病床を整備するための目標であるとともに、基準病床数を超える病床の増加を抑制する基準となるもの。県保健医療計画に、④療養病床及び⑤一般病床（二次保健医療圏ごと）、①精神病床（全県）、②感染症病床（全県）、③結核病床（全県）の基準病床数が定められている。

○既存病床数

- ・ 病院等が開設許可を受けている又はすでに確保されている病床で、職域病院の職域相当病床数等を除いた病床数のこと。
- ・ 毎年度4月1日現在で療養病床及び一般病床、精神病床、感染症病床、結核病床の既存病床数を算定している。

<参考> 病床について（令和4年4月1日現在の既存病床数）

○療養病床及び一般病床

二次保健医療圏	基準病床数 A	既存病床数 B (令和4年4月1日現在)	差引 (B-A)
横浜	23,993	23,620	△ 373
川崎北部	3,796	4,330	534
川崎南部	4,189	4,772	583
相模原	6,545	6,462	△ 83
横須賀・三浦	5,307	5,096	△ 211
湘南東部	4,064	4,413	349
湘南西部	4,635	4,628	△ 7
県央	5,361	5,346	△ 15
県西	2,809	3,092	283
合計	60,699	61,759	1,060

<参考> 病床について（令和4年4月1日現在の既存病床数）

○精神病床

区 域	基準病床数 A	既存病床数 B (令和4年4月1日現在)	差 引 (B-A)
全 県	10,992	13,646	2,654

○感染症病床

区 域	基準病床数 A	既存病床数 B (令和4年4月1日現在)	差 引 (B-A)
全 県	74	74	0

○結核病床

区 域	基準病床数 A	既存病床数 B (令和4年4月1日現在)	差 引 (B-A)
全 県	129	146	17

説明は以上です。

「病院等の開設等に関する指導要綱」の改正新旧対照表(案)

資料 1 - 2

改 定 後	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、病床に係る病院等の開設等に関して事前協議の手続を定めることにより神奈川県保健医療計画 <u>(以下「医療計画」という。)</u> による病床整備を進めるとともに、医療圏の実情や特性等を考慮して病床の機能別整備を進め、もって <u>医療計画</u> の着実な推進を図り、良好な医療供給体制の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)、医療法施行令(昭和23年政令第326号)、<u>医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)及び医療計画</u> に定めるところによる。</p> <p>2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 病床 法第7条第2項 <u>第1号に規定する精神病床、同項第4号に規定する療養病床及び同項第5号に規定する一般病床をいう。</u></p> <p>(2) 病院等の開設等 病院の開設若しくは病院の病床数の増加又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加をいう。ただし、法第7条第3項に規定する許可を要しない診療所の療養病床及び一般病床並びに法第30条の4第 <u>11</u> 項に規定する特例許可によるものを除く。</p> <p>(3) <u>開設予定者等 第2号に規定する病院等の開設等の申出をしようとする者をいう。</u></p> <p>(4) 神奈川県保健医療計画 県が法第30条の4第1項の規定により定めた神奈川県における医療を提供する体制の確保に関する計画をい</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、病床に係る病院等の開設等に関して事前協議の手続を定めることにより神奈川県保健医療計画による病床整備を進めるとともに、<u>二次保健</u>医療圏の実情や<u>圏域</u>特性等を考慮して <u>当該二次保健医療圏における</u> 病床の機能別整備を進め、もって <u>神奈川県保健医療計画</u> の着実な推進を図り、良好な医療供給体制の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>(意義)</p> <p>第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)、医療法施行令(昭和23年政令第326号) <u>及び</u>医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)に定めるところによる。</p> <p>2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 病床 法第7条第2項第4号に規定する療養病床及び同項第5号に規定する一般病床をいう。</p> <p>(2) 病院等の開設等 病院の開設若しくは病院の病床数の増加又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加をいう。ただし、法第7条第3項に規定する許可を要しない診療所の療養病床及び一般病床並びに法第30条の4第 <u>9</u> 項に規定する特例許可によるものを除く。</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 神奈川県保健医療計画 県が法第30条の4第1項の規定により定めた神奈川県における医療を提供する体制の確保に関する計画をい</p>

う。

(5) 二次保健医療圏 県が法第 30 条の 4 第 2 項第 14 号に規定する主として病院及び診療所の病床整備を図るために設定した地域的単位をいう。

(6) 三次保健医療圏 県が医療計画で定める高度・特殊な専門的医療や広域的に実施することが必要な保健医療サービスを提供するために設ける圏域で、県全域を範囲とする。

(開設予定者等の責務)

第 3 条 開設予定者等は、地域における病院等の医療の提供の役割を認識し、医療計画に基づく二次保健医療圏における病床の機能別整備及び三次保健医療圏における適切な精神医療の整備が図られるよう協力するとともに、この要綱に定める手続を遵守するものとする。

(事前協議の対象とする病床及び医療圏並びに地域に必要な病床機能等)

第 4 条 知事は、毎年度 4 月 1 日現在における既存病床数を調査した結果、療養病床及び一般病床の既存病床数が基準病床数を下回ることとなる二次保健医療圏について、その状況が事前協議の対象とするに足りるものであるか否か及び地域に必要な病床機能などについて当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議（横浜、川崎北部、川崎南部、相模原以外の二次保健医療圏においては地区保健医療福祉推進会議。以下同じ。）における協議結果を確認するものとする。

2・3 (略)

4 知事は、毎年度 4 月 1 日現在における既存病床数を調査した結果、精神病床の既存病床数が基準病床数を下回ることとなる三次保健医療圏について、その状況が事前協議の対象とするに足りるものであるか否かにつ

う。

(4) 二次保健医療圏 県が法第 30 条の 4 第 2 項第 12 号に規定する主として病院及び診療所の病床整備を図るために設定した地域的単位をいう。

(新設)

(開設責任者の責務)

第 3 条 病院等の開設等をしようとする者（以下「開設予定者」という。）は、地域における病院等の医療の提供の役割を認識し、神奈川県保健医療計画に基づく二次保健医療圏における病床の機能別整備が図られるよう協力するとともに、この要綱に定める手続を遵守するものとする。

(事前協議の対象とする病床及び二次保健医療圏並びに地域に必要な病床機能等)

第 4 条 知事は、毎年度 4 月 1 日現在における既存病床数を調査した結果、既存病床数が基準病床数を下回ることとなる二次保健医療圏について、その状況が事前協議の対象とするに足りるものであるか否か及び地域に必要な病床機能などについて当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議（横浜、川崎北部、川崎南部、相模原以外の二次保健医療圏においては地区保健医療計画推進会議。以下同じ。）における協議結果を確認するものとする。

2・3 (略)

(新設)

いて、神奈川県精神保健福祉審議会における協議結果を確認するものとする。

5 知事は第1項及び第4項の協議結果及び第3項の意見を取りまとめ、神奈川県保健医療計画推進会議等の意見を確認し、必要と認められる場合には事前協議の対象とすることとして決定し、神奈川県医療審議会へ報告する。

6 知事は、前項の決定に係る開設予定場所が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市又は茅ヶ崎市（以下「保健所設置6市」という。）の区域内にあるときは、当該決定に係る事項を各当該市の長に通知するものとする。

（事前協議の申出）

第5条 開設予定者等は、法に基づく病院等の開設等の許可を申請する場合には、事前に当該病院等の開設等について知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）に協議を申し出るものとする。ただし、この申出は、次の要件を満たす場合に限るものとする。

(1) 法に基づく病院等の開設等の許可申請書の提出期限

開設等に当たり工事を伴わない場合においては原則として申出の翌年11月30日までに、工事を伴う場合においては次に定める期間内に、知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）に提出することができる場合

ア 改修（建物の主要構造部分を取り壊さない模様替及び内部改修）等による増床の場合は、病床配分の決定通知日から1年以内

イ 新設（移転再整備を含む）及び増改築を伴う増床の場合は、病床配分の決定通知日から2年以内

ウ 新設のうち、再開発事業・土地区画整理事業等を伴う場合について

4 知事は第1項の協議結果及び前項の意見を取りまとめ、神奈川県保健医療計画推進会議等の意見を確認し、必要と認められる場合には事前協議の対象とすることとして決定し、神奈川県医療審議会へ報告する。

5 知事は、前項の決定に係る開設予定場所が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市又は茅ヶ崎市（以下「保健所設置6市」という。）の区域内にあるときは、当該決定に係る事項を各当該市の長に通知するものとする。

（事前協議の申出）

第5条 開設予定者は、法に基づく病院等の開設等の許可を申請する場合には、事前に当該病院等の開設等について知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）に協議を申し出るものとする。ただし、この申出は、開設等に当たり工事を伴わない場合においては、原則として申出の翌年11月30日までに法に基づく病院等の開設等の許可申請を行うことができる場合に限るものとし、工事を伴う場合においては、次に定める期間内に工事契約の締結を行い、当該工事契約書を知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）に提出することができる場合に限るものとする。

(1) 改修（建物の主要構造部分を取り壊さない模様替及び内部改修）等による増床の場合は、病床配分の決定通知日から1年以内

(2) 新設（移転再整備を含む）及び増改築を伴う増床の場合は、病床配分の決定通知日から2年以内

(3) 新設のうち、再開発事業・土地区画整理事業等を伴う場合について

は、事業計画で予定する期日

エ 前3号に関わらず、知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）と調整した結果、これにより難しいことが認められる場合は、調整のうえ必要と認めた期間

(2) 基準病床を超える病床種別の病床の取扱い

協議の申出対象医療機関が既設で、当該医療機関が各医療圏における過剰な（既存病床数が基準病床数を超える）病床種別の病床を有する場合において、当該病床を、本協議により認められる病床数と同数削減することができる場合。ただし、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議及び神奈川県保健医療計画推進会議で必要と認めた場合はこの限りでない。

2 前項の規定による申し出は、開設予定者等が病院等開設等事前協議書（別紙様式。以下「事前協議書」という。）を提出することにより行うものとする。ただし、知事に協議を申し出の場合は、開設予定場所を所管する保健福祉事務所長を経由して協議書を提出するものとする。

3 （略）

第6条 （略）

（適用除外）

第7条 次に掲げる場合にあつては、第5条の規定にかかわらず、事前協議は要しないものとする。ただし、知事は、療養病床及び一般病床に関して、地域医療構想に定める当該二次保健医療圏における必要病床数に既に達している病床機能への変更を伴う場合や、その担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する場合は、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議へ事前に説明し、意見を聴くものとし、精神病床に関して、その担うべき医療機関としての役割や機能を大きく

は、事業計画で予定する期日

(4) 前3号に関わらず、知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）と調整した結果、これにより難しいことが認められる場合は、調整のうえ必要と認めた期間
(新設)

2 前項の規定による申し出は、開設予定者が病院等開設等事前協議書（別紙様式。以下「事前協議書」という。）を提出することにより行うものとする。ただし、知事に協議を申し出の場合は、開設予定場所を所管する保健福祉事務所長を経由して協議書を提出するものとする。

3 （略）

第6条 （略）

（適用除外）

第7条 次に掲げる場合にあつては、第5条の規定にかかわらず、事前協議は要しないものとする。ただし、地域医療構想に定める当該二次保健医療圏における必要病床数に既に達している病床機能への変更を伴う場合や、その担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する場合は、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議へ事前に説明し、意見を聴くものとする。

く変更する場合は、神奈川県精神保健福祉審議会へ事前に説明し、意見を聴くものとする。

- (1) 病院等の開設者の倒産、死亡、医療法人化、親族への継承等により当該病院等の開設者が変更される場合であって、病院等の運営が継続しており、かつ当該病院等の開設場所の変更、病床数の増加及び病床種別の変更（療養病床及び一般病床から精神病床への変更、または精神病床から療養病床及び一般病床への変更）を伴わないとき。
- (2) 同一の医療圏内において同一開設者が病院等の開設場所を変更する場合であって、病床数の増加及び病床種別の変更（療養病床及び一般病床から精神病床への変更、または精神病床から療養病床及び一般病床への変更）を伴わないとき。
- (3) 同一の医療圏内において同一開設者が病院等間の病床数の移動を行う場合であって、病床数の増加及び病床種別の変更（療養病床及び一般病床から精神病床への変更、または精神病床から療養病床及び一般病床への変更）を伴わないとき。
- (4) 特定病床等で病院等の開設等を行おうとする場合に当該医療圏における地域医療の状況を総合的に勘案して知事が事前協議を要しないと認めるとき。

2～4 （略）

5 知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）は、第3項の決定について開設予定者等に対し通知するものとする。

6 知事は、地域医療構想調整会議、神奈川県保健医療計画推進会議、神奈川県医療審議会及び神奈川県精神保健福祉審議会（精神病床に関する場合）の各委員等関係機関に通知するものとする。

（事前協議の審査）

- (1) 病院等の開設者の倒産、死亡、医療法人化、親族への継承等により当該病院等の開設者が変更される場合であって、病院等の運営が継続しており、かつ当該病院等の開設場所の変更、病床数の増加を伴わないとき。
- (2) 同一の二次保健医療圏内において同一開設者が病院等の開設場所を変更する場合であって、病床数の増加を伴わないとき。
- (3) 同一の二次保健医療圏内において同一開設者が病院等間の病床数の移動（分割、合併を含む）を行う場合であって、病床数の増加を伴わないとき。
- (4) 特定病床等で病院等の開設等を行おうとする場合に二次保健医療圏における地域医療の状況を総合的に勘案して知事が事前協議を要しないと認めるとき。

2～4 （略）

5 知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）は、第3項の決定について開設予定者に対し通知するものとする。

6 知事は、地区保健医療福祉推進会議、神奈川県保健医療計画推進会議及び神奈川県医療審議会の各委員等関係機関に通知するものとする。

（事前協議の審査）

第8条 知事(ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長)は、事前協議の申出があったときは、次の事項について審査するものとする。

(1) (略)

(2) 医療計画との整合性があること。

(3) (略)

2 前項の規定による審査において、事前協議に係る病院等の開設等の計画が、開設予定地及び周辺地域における都市計画法、国土利用計画法、都市再開発法、農地法その他の関係法令との調整が必要と認められる場合においては、開設予定者等に対して当該法令を所管する部局との調整を行うよう指導するものとする。

3 第1項の規定による療養病床及び一般病床に関する審査をするときは、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議の意見を確認するものとする。

4 (略)

5 知事は、第3項の意見及び第4項の審査結果を取りまとめ、精神病床に関して、神奈川県精神保健福祉審議会の意見を確認したうえで、神奈川県保健医療計画推進会議の意見を確認し、その結果について神奈川県医療審議会へ報告するものとする。

6 (略)

(指導)

第9条 知事(ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長)は前条第1項の規定による審査の結果、必要と認めるときは、開設予定者等に対し病院等の開設等にかかる計画の変更、中止等の指導を行うものとする。

2 開設予定者等が前項の指導に従わない場合、保健所設置6市の長は、知

第8条 知事(ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長)は、事前協議の申出があったときは、次の事項について審査するものとする。

(1) (略)

(2) 神奈川県保健医療計画との整合性があること。

(3) (略)

2 前項の規定による審査において、事前協議に係る病院等の開設等の計画が、開設予定地及び周辺地域における都市計画法、国土利用計画法、都市再開発法、農地法その他の関係法令との調整が必要と認められる場合においては、開設予定者に対して当該法令を所管する部局との調整を行うよう指導するものとする。

3 第1項の規定による審査をするときは、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議の意見を確認するものとする。

4 (略)

5 知事は、第3項の意見及び第4項の審査結果を取りまとめ、神奈川県保健医療計画推進会議の意見を確認し、その結果について神奈川県医療審議会へ報告するものとする。

6 (略)

(指導)

第9条 知事(ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長)は前条第1項の規定による審査の結果、必要と認めるときは、開設予定者に対し病院等の開設等にかかる計画の変更、中止等の指導を行うものとする。

2 開設予定者が前項の指導に従わない場合、保健所設置6市の長は、知事

事に報告するものとする。

3 知事は、前2項の開設予定者等に対して、医療法第7条の2第3項から第5項、第30条の12の規定を準用し、必要な措置をとることができる。

(事前協議結果の通知)

第10条 知事は、第8条の規定により決定した事前協議結果を保健所設置6市の長に通知するものとする。

2 知事(ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長)は、事前協議が終了したときは、その結果を開設予定者等に対し通知するものとする。ただし、知事は、開設予定場所を所管する保健福祉事務所長を経由して通知する。

3 知事は、地域医療構想調整会議、神奈川県保健医療計画推進会議、神奈川県医療審議会及び神奈川県精神保健福祉審議会(精神病床に関する場合)の各委員等関係機関に通知するものとする。

第11条 (略)

(事前協議結果の取り消し)

第12条 保健所設置6市の長は、開設予定者等が正当な理由がなく第5条第1項で規定する期日までに病院等の開設等の許可申請書の提出をすることができない場合は、知事に報告するものとする。

2 知事は、開設予定者等が正当な理由がなく第5条第1項で規定する期日までに法に基づく病院等の開設等の許可申請を行うことができない場合は、開設予定者等に対し、事前協議結果の通知の取り消しができるものとする。

に報告するものとする。

3 知事は、前2項の開設予定者に対して、医療法第7条第3項から第5項、第30条の12の規定を準用し、必要な措置をとることができる。

(事前協議結果の通知)

第10条 知事は、第8条の規定により決定した事前協議結果を保健所設置6市の長に通知するものとする。

2 知事(ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長)は、事前協議が終了したときは、その結果を開設予定者に対し通知するものとする。ただし、知事は、開設予定場所を所管する保健福祉事務所長を経由して通知する。

3 知事は、地域医療構想調整会議、神奈川県保健医療計画推進会議及び神奈川県医療審議会の各委員等関係機関に通知するものとする。

第11条 (略)

(事前協議結果の取り消し)

第12条 保健所設置6市の長は、開設予定者が正当な理由がなく第5条第1項で規定する期日までに病院等の開設等の許可申請又は工事契約の締結を行って当該工事契約書の提出をすることができない場合は、知事に報告するものとする。

2 知事は、開設予定者が正当な理由がなく第5条第1項で規定する期日までに法に基づく病院等の開設等の許可申請を行うことができない場合、又は工事契約の締結を行って当該工事契約書を提出することができない場合は、開設予定者に対し、事前協議結果の通知の取り消しができるものとする。

3・4 (略)

5 知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）は、第5項の決定について開設予定者等^等に対し通知するものとする。ただし、知事は、開設予定場所を所管する保健福祉事務所長を経由して通知する。

6 知事は、地域医療構想調整会議、神奈川県保健医療計画推進会議、神奈川県医療審議会及び神奈川県精神保健福祉審議会（精神病床に関する場合）の各委員等関係機関に通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、病院等の開設等に関わる事前協議に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

3・4 (略)

5 知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）は、第5項の決定について開設予定者に対し通知するものとする。ただし、知事は、開設予定場所を所管する保健福祉事務所長を経由して通知する。

6 知事は、地区保健医療福祉推進会議、神奈川県保健医療計画推進会議及び神奈川県医療審議会の各委員等関係機関に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、病院等の開設等に関わる事前協議に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月5日から施行する。

(新設)

[別紙様式] (用紙 日本工業規格A4縦長型)

年 月 日

* 神奈川県知事 殿

住所
開設予定者等
氏名

病院等開設等事前協議書

- 1 病院等の開設等の目的
- 2 名称
- 3 病院等の開設等の場所
- 4 病院等の開設等予定年月日
- 5 病床の種別及び病床数
- 6 診療を行おうとする科目
- 7 医療従事者の概要
- 8 計画敷地周辺の見取図
- 9 計画敷地の面積及び平面図（都市計画区域、用途地域の別等を含む。）
- 10 計画建物の構造概要及び平面図（各室の用途、患者収容定員を示すこと。）
- 11 資金計画等（開設後2年間の事業計画及び収支予算書）
- 12 周辺環境の諸対策
- 13 病床の利用状況（入院患者数、病床利用率等を記載）
- 14 基準病床を超える病床種別の取扱いにおける削減する病床の状況（急性期病棟として使用、認知症病床として使用等、現在の状況を記載）

[添付書類]

- ① 開設予定者等が、医師又は歯科医師であるときは免許証の写し及び履歴書、その他の者（法人を除く。）であるときは履歴書
- ② 土地又は建物の登記事項証明書
- ③ その他事前協議に要すると認められる書類

* ただし、開設予定場所が横浜市にあつては横浜市長、川崎市にあつては川崎市長、相模原市にあつては相模原市長、横須賀市にあつては横須賀市長、藤沢市にあつては藤沢市長、茅ヶ崎市にあつては茅ヶ崎市長あて

(注) 開設予定者等が法人であるときは、「住所」は主たる事務所の所在地、「氏名」は名称及び代表者氏名を各々記載するものとする。

[別紙様式] (用紙 日本工業規格A4縦長型)

年 月 日

* 神奈川県知事 殿

住所
開設予定者
氏名

病院等開設等事前協議書

- 1 病院等の開設等の目的
- 2 名称
- 3 病院等の開設等の場所
- 4 病院等の開設等予定年月日
- 5 病床の種別及び病床数
- 6 診療を行おうとする科目
- 7 医療従事者の概要
- 8 計画敷地周辺の見取図
- 9 計画敷地の面積及び平面図（都市計画区域、用途地域の別等を含む。）
- 10 計画建物の構造概要及び平面図（各室の用途、患者収容定員を示すこと。）
- 11 資金計画等（開設後2年間の事業計画及び収支予算書）
- 12 周辺環境の諸対策
- 13 病床の利用状況

[添付書類]

- ① 開設予定者が、医師又は歯科医師であるときは免許証の写し及び履歴書、その他の者（法人を除く。）であるときは履歴書
- ② 土地又は建物の登記事項証明書
- ③ その他事前協議に要すると認められる書類

* ただし、開設予定場所が横浜市にあつては横浜市長、川崎市にあつては川崎市長、相模原市にあつては相模原市長、横須賀市にあつては横須賀市長、藤沢市にあつては藤沢市長、茅ヶ崎市にあつては茅ヶ崎市長あて

(注) 開設予定者が法人であるときは、「住所」は主たる事務所の所在地、「氏名」は名称及び代表者氏名を各々記載するものとする。

病院等の開設等に関する指導要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、病床に係る病院等の開設等に関して事前協議の手続を定めることにより神奈川県保健医療計画（以下「医療計画」という。）による病床整備を進めるとともに、医療圏の実情や特性等を考慮して病床の機能別整備を進め、もって医療計画の着実な推進を図り、良好な医療供給体制の確保に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）、医療法施行令（昭和23年政令第326号）、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）及び医療計画に定めるところによる。

2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 病床 法第7条第2項第1号に規定する精神病床、同項第4号に規定する療養病床及び同項第5号に規定する一般病床をいう。
- (2) 病院等の開設等 病院の開設若しくは病院の病床数の増加又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加をいう。ただし、法第7条第3項に規定する許可を要しない診療所の療養病床及び一般病床並びに法第30条の4第11項に規定する特例許可によるものを除く。
- (3) 開設予定者等 第2号に規定する病院等の開設等の申出をしようとする者をいう。
- (4) 神奈川県保健医療計画 県が法第30条の4第1項の規定により定めた神奈川県における医療を提供する体制の確保に関する計画をいう。
- (5) 二次保健医療圏 県が法第30条の4第2項第14号に規定する主として病院及び診療所の病床整備を図るために設定した地域的単位をいう。
- (6) 三次保健医療圏 県が医療計画で定める高度・特殊な専門的医療や広域的に実施することが必要な保健医療サービスを提供するために設ける圏域で、県全域を範囲とする。

（開設予定者等の責務）

第3条 開設予定者等は、地域における病院等の医療の提供の役割を認識し、医療計画に基づく二次保健医療圏における病床の機能別整備及び三次保健医療圏における適切な精神医療の整備が図られるよう協力するとともに、この要綱に定める手続を遵守するものとする。

（事前協議の対象とする病床及び医療圏並びに地域に必要な病床機能等）

第4条 知事は、毎年度4月1日現在における既存病床数を調査した結果、療養病床及び一般病床の既存病床数が基準病床数を下回ることとなる二次保健医療圏について、その状況が事前協議の対象とするに足りるものであるか否か及び地域に必要な病床機能などについて当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議（横浜、川崎北部、川崎南部、相模原以外の二次保健医療圏においては地区保健医療福祉推進会議。以下同じ。）における協議結果を確認するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、病院等の開設等が予定される場所（以下「開設予定場所」という。）が横浜市、川崎市又は相模原市（以下「政令3市」という。）の区域内である場合にあっては、各当該市の長に、既存病床数が基準病床数を下回ることと

なる旨を通知するとともに、各該当区域に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議の協議結果を確認し、当該確認結果を各当該市の長に報告するものとする。

3 前項の規定による報告をする場合において、知事は、政令3市の長に対し、次の各号に掲げる政令3市の区分に応じ、当該各号に定める機関（以下「各市審議会等」という。）の意見を聴いた上で意見を決定し、知事に報告するよう求めるものとする。

- (1) 横浜市 横浜市保健医療協議会
- (2) 川崎市 川崎市地域医療審議会
- (3) 相模原市 相模原市地域保健医療審議会

4 知事は、毎年度4月1日現在における既存病床数を調査した結果、精神病床の既存病床数が基準病床数を下回ることとなる三次保健医療圏について、その状況が事前協議の対象とするに足りるものであるか否かについて、神奈川県精神保健福祉審議会における協議結果を確認するものとする。

5 知事は第1項及び第4項の協議結果及び第3項の意見を取りまとめ、神奈川県保健医療計画推進会議等の意見を確定し、必要と認められる場合には事前協議の対象とすることとして決定し、神奈川県医療審議会へ報告する。

6 知事は、前項の決定に係る開設予定場所が横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市又は茅ヶ崎市（以下「保健所設置6市」という。）の区域内にあるときは、当該決定に係る事項を各当該市の長に通知するものとする。

（事前協議の申出）

第5条 開設予定者等は、法に基づく病院等の開設等の許可を申請する場合には、事前に当該病院等の開設等について知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）に協議を申し出るものとする。ただし、この申出は、次の要件を満たす場合に限るものとする。

(1) 法に基づく病院等の開設等の許可申請書の提出期限

開設等に当たり工事を伴わない場合においては原則として申出の翌年11月30日までに、工事を伴う場合においては次に定める期間内に、知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）に提出することができる場合

ア 改修（建物の主要構造部分を取り壊さない模様替及び内部改修）等による増床の場合は、病床配分の決定通知日から1年以内

イ 新設（移転再整備を含む）及び増改築を伴う増床の場合は、病床配分の決定通知日から2年以内

ウ 新設のうち、再開発事業・土地区画整理事業等を伴う場合については、事業計画で予定する期日

エ 前3号に関わらず、知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）と調整した結果、これにより難しいことが認められる場合は、調整のうえ必要と認めた期間

(2) 基準病床を超える病床種別の病床の取扱い

協議の申出対象医療機関が既設で、当該医療機関が各医療圏における過剰な（既存病床数が基準病床数を超える）病床種別の病床を有する場合において、当該病床を、本協議により認められる病床数と同数削減することができる場合。ただし、当該二次

保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議及び神奈川県保健医療計画推進会議で必要と認めた場合はこの限りでない。

- 2 前項の規定による申し出は、開設予定者等が病院等開設等事前協議書（別紙様式。以下「事前協議書」という。）を提出することにより行うものとする。ただし、知事に協議を申し出る場合は、開設予定場所を所管する保健福祉事務所長を経由して協議書を提出するものとする。
- 3 事前協議書の提出部数は、2部とする。

（事前協議書の申出受付期間）

第6条 前条の規定による申出の受付期間は、神奈川県保健医療計画推進会議で承認を得た期間とする。

（適用除外）

第7条 次に掲げる場合にあっては、第5条の規定にかかわらず、事前協議は要しないものとする。ただし、知事は、療養病床及び一般病床に関して、地域医療構想に定める当該二次保健医療圏における必要病床数に既に達している病床機能への変更を伴う場合や、その担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する場合は、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議へ事前に説明し、意見を聴くものとし、精神病床に関して、その担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する場合は、神奈川県精神保健福祉審議会へ事前に説明し、意見を聴くものとする。

- (1) 病院等の開設者の倒産、死亡、医療法人化、親族への継承等により当該病院等の開設者が変更される場合であって、病院等の運営が継続しており、かつ当該病院等の開設場所の変更、病床数の増加及び病床種別の変更（療養病床及び一般病床から精神病床への変更、または精神病床から療養病床及び一般病床への変更）を伴わないとき。
 - (2) 同一の医療圏内において同一開設者が病院等の開設場所を変更する場合であって、病床数の増加及び病床種別の変更（療養病床及び一般病床から精神病床への変更、または精神病床から療養病床及び一般病床への変更）を伴わないとき。
 - (3) 同一の医療圏内において同一開設者が病院等間の病床数の移動を行う場合であって、病床数の増加及び病床種別の変更（療養病床及び一般病床から精神病床への変更、または精神病床から療養病床及び一般病床への変更）を伴わないとき。
 - (4) 特定病床等で病院等の開設等を行おうとする場合に当該医療圏における地域医療の状況を総合的に勘案して知事が事前協議を要しないと認めるとき。
- 2 前項のただし書きの場合において、開設予定場所が政令3市の区域内である場合にあるときは、知事は、該当地域の地域医療構想調整会議の意見を確認し、各当該市の長に報告する。また、政令3市の長は、必要に応じて各市審議会等の意見を聴き、知事に報告するものとする。
 - 3 知事は、前2項の意見を取りまとめ、必要がある時は、神奈川県保健医療計画推進会議の意見を確認し、その結果を踏まえて事前協議の適用除外とするか否かを決定し、神奈川県医療審議会へ報告する。
 - 4 知事は前項の決定に係る開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、当該

決定に係る事項を当該市の長に通知するものとする。

- 5 知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）は、第3項の決定について開設予定者等^等に対し通知するものとする。
- 6 知事は、地域医療構想調整会議、神奈川県保健医療計画推進会議、神奈川県医療審議会及び神奈川県精神保健福祉審議会（精神病床に関する場合）の各委員等関係機関に通知するものとする。

（事前協議の審査）

第8条 知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）は、事前協議の申出があったときは、次の事項について審査するものとする。

- (1) 関係法令に抵触していないこと。
 - (2) 医療計画との整合性があること。
 - (3) 病院等の開設等の計画に確実性があること。
- 2 前項の規定による審査において、事前協議に係る病院等の開設等の計画が、開設予定地及び周辺地域における都市計画法、国土利用計画法、都市再開発法、農地法その他の関係法令との調整が必要と認められる場合においては、開設予定者等^等に対して当該法令を所管する部局との調整を行うよう指導するものとする。
 - 3 第1項の規定による療養病床及び一般病床に関する審査をするときは、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議の意見を確認するものとする。
 - 4 政令3市の長は、各市審議会等の意見を聴き、審査結果について神奈川県知事に報告するものとする。また、必要に応じ、各地域の地域医療構想調整会議に報告し、意見を求めるものとする。
 - 5 知事は、第3項の意見及び第4項の審査結果を取りまとめ、精神病床に関して、神奈川県精神保健福祉審議会の意見を確認したうえで、神奈川県保健医療計画推進会議の意見を確認し、その結果について神奈川県医療審議会へ報告するものとする。
 - 6 知事は前項の規定による報告を行った神奈川県医療審議会での意見を踏まえ、事前協議の審査結果を決定する。

（指導）

- 第9条 知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）は前条第1項の規定による審査の結果、必要と認めるときは、開設予定者等^等に対し病院等の開設等にかかる計画の変更、中止等の指導を行うものとする。
- 2 開設予定者等^等が前項の指導に従わない場合、保健所設置6市の長は、知事に報告するものとする。
 - 3 知事は、前2項の開設予定者等^等に対して、医療法第7条の2第3項から第5項、第30条の12の規定を準用し、必要な措置をとることができる。

（事前協議結果の通知）

第10条 知事は、第8条の規定により決定した事前協議結果を保健所設置6市の長に通知するものとする。

- 2 知事（ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長）は、事

前協議が終了したときは、その結果を開設予定者等^等に対し通知するものとする。ただし、知事は、開設予定場所を所管する保健福祉事務局長を経由して通知する。

- 3 知事は、地域医療構想調整会議、神奈川県保健医療計画推進会議、神奈川県医療審議会及び神奈川県精神保健福祉審議会(精神病床に関する場合)の各委員等関係機関に通知するものとする。

(事前協議終了後の取扱い)

第11条 事前協議の終了後においてもなお既存病床数が基準病床数を下回ることとなる二次保健医療圏の場合には、第4条の規定を準用する。

(事前協議結果の取り消し)

第12条 保健所設置6市の長は、開設予定者等^等が正当な理由がなく第5条第1項で規定する期日までに病院等の開設等の許可申請書の提出をすることができない場合は、知事に報告するものとする。

- 2 知事は、開設予定者等^等が正当な理由がなく第5条第1項で規定する期日までに法に基づく病院等の開設等の許可申請を行うことができない場合は、開設予定者等^等に対し、事前協議結果の通知の取り消しができるものとする。

- 3 前項の規定により事前協議結果を取り消すにあたっては、知事は神奈川県保健医療計画推進会議の意見を確認し、その結果について神奈川県医療審議会へ報告し、事前協議結果の取り消しを決定する。

- 4 知事は前項の決定について、保健所設置6市の長に通知するものとする。

- 5 知事(ただし、開設予定場所が保健所設置6市の区域内にあるときは、各当該市の長)は、第5項の決定について開設予定者等^等に対し通知するものとする。ただし、知事は、開設予定場所を所管する保健福祉事務局長を経由して通知する。

- 6 知事は、地域医療構想調整会議、神奈川県保健医療計画推進会議、神奈川県医療審議会及び神奈川県精神保健福祉審議会(精神病床に関する場合)の各委員等関係機関に通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、病院等の開設等に関わる事前協議に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
2 平成9年2月28日施行の「病院等の開設等に関する指導要綱」は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

[別紙様式] (用紙 日本工業規格 A 4 縦長型)

年 月 日

* 神奈川県知事 殿

住所

開設予定者等

氏名

病院等開設等事前協議書

- 1 病院等の開設等の目的
- 2 名称
- 3 病院等の開設等の場所
- 4 病院等の開設等予定年月日
- 5 病床の種別及び病床数
- 6 診療を行おうとする科目
- 7 医療従事者の概要
- 8 計画敷地周辺の見取図
- 9 計画敷地の面積及び平面図（都市計画区域、用途地域の別等を含む。）
- 10 計画建物の構造概要及び平面図（各室の用途、患者収容定員を示すこと。）
- 11 資金計画等（開設後 2 年間の事業計画及び収支予算書）
- 12 周辺環境の諸対策
- 13 病床の利用状況（入院患者数、病床利用率等を記載）
- 14 基準病床を超える病床種別の取扱いにおける削減する病床の状況（急性期病棟として使用、認知症病床として使用等、現在の状況を記載）

[添付書類]

- ① 開設予定者等が、医師又は歯科医師であるときは免許証の写し及び履歴書、その他の者（法人を除く。）であるときは履歴書
- ② 土地又は建物の登記事項証明書
- ③ その他事前協議に要すると認められる書類

* ただし、開設予定場所が横浜市にあっては横浜市長、川崎市にあっては川崎市長、相模原市にあっては相模原市長、横須賀市にあっては横須賀市長、藤沢市にあっては藤沢市長、茅ヶ崎市にあっては茅ヶ崎市長あて

(注) 開設予定者等が法人であるときは、「住所」は主たる事務所の所在地、「氏名」は名称及び代表者氏名を各々記載するものとする。